

## 香川県農業改良資金取扱要領

制定	平成15年	3月13日	14農経第29692号
一部改正	平成15年10月	7日	15農経第37021号
一部改正	平成16年	7月22日	16農経第23310号
一部改正	平成17年	1月21日	16農経第52214号
一部改正	平成17年	4月20日	17農経第2912号
一部改正	平成18年	7月21日	18農経第21170号
一部改正	平成19年	3月13日	18農経第56507号
一部改正	平成19年	8月10日	19農経第23659号
一部改正	平成20年	3月27日	19農経第23659号
一部改正	平成21年	3月24日	20農経第54473号
一部改正	平成21年10月	9日	21農経第30838号
一部改正	平成22年	9月28日	22農経第27104号
一部改正	平成23年	3月18日	22農経第54711号
一部改正	平成24年	9月10日	24農経第30486号
一部改正	平成25年	4月10日	25農経第2937号
一部改正	令和3年	9月1日	3農経第37713号
一部改正	令和4年12月	1日	4農経第310353号
一部改正	令和6年	3月26日	5農政第268005号
一部改正	令和7年	3月28日	6農政第282478号

### 目次

#### 第1 趣旨

#### 第2 貸付資格の認定

- 1 農業改良措置に関する計画
- 2 認定基準

#### 第3 貸付条件

- 1 貸付対象者
- 2 農業改良資金の内容
- 3 融資を行う機関

#### 第4 認定申請手続

#### 第1 趣旨

この要領は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）に規定する農業改良資金の貸付資格の認定に関し、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）及び農業改良資金制度の運用について（平成14年7月9日付け14経営第2044号農林水産省経営局長通知）並びに香川県農業経営改善関係資金基本要綱（平成15年3月3日付け14農経第29519号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

#### 第2 貸付資格の認定

##### 1 農業改良措置に関する計画

##### (1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）で定めるところであり、基本要綱の第3の1の（1）において定める経営改善資金計画書（以下「経営改善資金計画書」という。）（基本要綱別紙1の（1）又は（2））に含まれるため、知事は当該計画書により貸付資格の認定を行うものとする。

- (2) 認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第 8 条第 1 項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「日本公庫法」という。）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第 2 条第 4 項の事業協同組合等又は同条第 6 項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）が作成する計画

米穀新用途利用促進法第 8 条第 1 項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、知事は、米穀新用途利用促進法第 5 条第 3 項の認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）及び様式 1 により貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

- (3) 促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）第 6 条第 3 項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる措置を行う六次産業化法第 6 条第 3 項に規定する促進事業者（日本公庫法第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）が作成する計画

六次産業化法第 9 条第 1 項の規定に基づき、認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び様式 1 により、貸付資格の認定を行うものとする。

## 2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第 2 条に規定する農業改良資金（法（米穀新用途利用促進法第 8 条第 1 項又は六次産業化法第 9 条第 1 項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。

なお、当該認定に当たっては次に定める要件のほか詳細を別紙 1 に定める。

### (1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

作目区分表

作目区分	米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他家畜
------	---

### (2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

### (3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

### (4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

- (5) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第 2 条第 2 項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するもの」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾

燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (6) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。第3の1の(3)において同じ。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(6)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(6)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(6)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

### 第3 貸付条件

#### 1 貸付対象者

- (1) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従ってバイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (2) 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた米穀新用途利用促進法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- (3) 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）
- (4) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項の環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項の特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）
- (5) 米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良措置を行う認定中小製造事業者等
- (6) 六次産業化法第5条第4項第1号に掲げる措置を行う促進事業者
- (7) (5)、(6)のうち、次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。

ア 金融保険業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。）を営む場合

- イ 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後6か月を経過していない場合
- ウ 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みの際に法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合
- エ 許認可及び登録等を必要とする業種にもかかわらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

## 2 農業改良資金の内容

### (1) 農業者等に対して貸し付ける場合

法第6条第1項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

- ア 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
  - イ 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
  - ウ 家畜の購入又は育成に必要な資金
  - エ 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金
  - オ 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
  - カ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
  - キ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
  - ク 品種の転換を行うのに必要な資金
  - ケ 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
  - コ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
  - サ オからコまでに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金
- ### (2) 認定中小製造事業者等に対して貸し付ける場合
- 本要領第2の2の(3)に定める基準を満たすために必要な資金とする。
- ### (3) 促進事業者に対して貸し付ける場合
- 本要領第2の2の(4)に定める基準を満たすために必要な資金とする。

## 3 融資を行う機関

公庫又は法第3条第1項第2号に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）とする。

## 第4 認定申請手続

(1) 貸付資格の認定に係る手続（認定製造事業者等又は促進事業者に係る手続を除く。）は、次のとおりとする。

- ア 貸付けを受けようとする者は、様式2により、公庫又は融資機関に当該認定の申請書を提出するものとし、当該申請書を受け取った公庫又は融資機関は、様式3を添えて当該申請書を知事あてに、農政課へ提出するものとする。
- イ アの書類の提出を受けた農政課は、貸付けを受けようとする者の住所地を所管する農業改良普及センターの長（以下「所管所長」という。）に当該申請書の写し及び提出依頼書（様式4）により意見書等の提出を依頼するものとする。
- ウ イの書類の依頼を受けた所管所長は、貸付資格の認定に関する意見を記載した「農業改良資金貸付資格に関する農業改良普及センターの意見書」（様式5）及び資格認定の参考となる判断資料を、アの書類の受付から原則として1週間以内に農政課に送付するものとする。
- エ 農政課は、普及センターからの意見書等を確認し、アにより申請書を提出した公庫又は融資機関に対し、アの書類の受付から原則として2週間以内に、様式6及び様式7により、当該認定の審査結果

を通知するものとする。ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

オ 公庫又は融資機関は、エにより受け取った様式6による当該認定の審査結果の通知書を、貸付けを受けようとする者に送付するものとする。

カ なお、知事は、貸付資格の認定に当たって必要と認めるときは、公庫若しくは融資機関又は貸付けを受けようとする者から当該計画に関する資料を求めることができるものとする。

(2) 貸付けを受けようとする者が認定製造事業者等又は促進事業者の場合にあつては、(1)を準用する。この場合において、規定中「様式2」とあるのは「様式1」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成15年10月7日から施行し、平成15年4月4日から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成16年7月22日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成17年1月21日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成17年4月20日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成18年7月21日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成21年3月24日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成21年10月9日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成23年3月18日から施行する。

この要領の施行前に貸し付けられた農業改良資金については、なお、従前の例による。

#### 附 則

この要領は、平成24年9月10日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

別 紙 1

I 新たな農業部門又は加工の事業の経営の開始については、既存の経営を総合的に勘案し、貸付けを行うことにより、農業者等の所得の向上や経営の効率化、安定化等が図られる見込みがあることを要することに留意するものとする。

II 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入については、以下に留意するものとする。

1 生産方式の改善は、単一の技術導入ばかりでなく、能率的な技術又は合理的に組み合わせられた一連の技術によって行われることにも配慮すること。

この場合の「技術の合理的な組合せ」の判断に当たっては、本資金により導入する施設、機械等だけでなく、当該農業者等が既に所有している施設、機械等も含め、これらの施設、機械等による技術の組合せを総合的に判断しなければならない。

2 導入する技術・生産方式については以下に例示しているが、この他の技術・生産方式の導入についても、地域の実情をしん酌しつつ農業者等個々の農業経営の改善内容に応じて適切に判断するものとする。

(バイテク)

○ 有害なウイルスに汚染されていない野菜又は花きの苗を生産し、又は増殖するための技術を導入する場合

(生産環境改善)

○ 農業者の組織する団体又はその構成員が当該団体において決定されたその構成員との間における取決めに従いその農業の生産行程を遂行する場合において、当該団体が、当該生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

(水田農業)

○ 水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、当該拡大後の規模における生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

○ 水田における稲の直播若しくは移植から収穫までの一連の作業の省力化を行い、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入する場合

○ 農業者の組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ並びに栽培管理方法の改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

○ 水田において栽培する作物を稲（飼料の用に供するものを除く。）以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合において、その生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する稲以外に係る一連の能率的な技術を導入する場合

(環境保全型農業)

- 化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(畑 作)

- 畑地における作物の種類のコラボレーション及び栽培管理方法の改善によりその作付体系を合理化し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合
- 畑地における作物に係る収穫物の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- 畑地における作物のは種又は植付けから収穫まで（茶にあつては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(果 樹)

- 栽培する果樹への品種の転換、ウイルスフリー樹、ボックス栽培、高畝栽培若しくはマルチ栽培への転換又は前進出荷品質向上施設の導入により、果実の品質の改善を図る生産方式を導入する場合
- 果樹の栽培から果実の収穫までの一連の作業の省力化を促進する生産方式を導入する場合
- 改植又は規模拡大を伴う新植により栽培する果樹以外の種類の果樹を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(野 菜)

- 気象上の原因により野菜の生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 野菜の生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- 野菜のは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(花 き)

- 気象上の原因により花きの生育が阻害されることを防止する生産方式を導入する場合
- 花きの生育条件を総合的に調節し及び管理する生産方式を導入する場合
- 花きのは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化を行う生産方式を導入する場合

(畜 産)

- 飼料の自給度の向上、乳牛の飼養管理方法の改善、肉用牛の飼養規模の拡大若しくは飼養管理方法の改善、豚の飼養管理方法の改善又は鶏の飼養管理方法の改善により、酪農、肉用牛生産、養豚又は養鶏の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入する場合

(地域農業技術及び加工技術)

- 地域の自然的条件及び農業事情からみて農業経営の改善を促進するために特に普及を図る必要があると認められる能率的な農業の技術や付加価値を高める農畜産物の加工の技術であつて、県が定める基準又は普及すべき技術モデル等に適合する場合

III 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入については、直売方式のほか、インターネットを活用した販売方式、さらに、食の情報発信、農作業や農畜産物の加工体験を通して消費者との交流を併せ行う販売方式等があるので、農業者の新しい発想をいかした取組が促進されるよう留意するものとする。

農業改良資金貸付資格認定申請書（特例対象者用）

香川県知事

殿

住 所  
氏 名

農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知）第4の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第4の1の(1)及び(2)に定める貸付対象者をいう。

（注2）関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手續において関係する公庫又は融資機関とする。

（別添）

- ・認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。
- ・運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

別添（様式1 附属）

受 理 機 関	
---------	--

1 農業改良資金の借受けの概要

償還期間	据置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称、主たる事業所（場）の所在地、設立時期（個人にあつては事業開始の時期）、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

2 認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要

(1) 農業改良措置を支援するための措置の内容

--

(2) 支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区 分 ※1	具体的作物家畜名等 ※2
<input type="checkbox"/> 新農業部門の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 新加工事業の経営の開始	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の生産方式の導入	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の販売方式の導入	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の生産方式の導入	
<input type="checkbox"/> 農畜産物の加工品の販売方式の導入	

※1 該当する選択肢にを記入すること。

※2 農業改良措置（農業経営の改善）の内容が明確になるように記載すること。

3 計画期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 支援先の農業者等の氏名及び居住地

氏 名	住 所



6 支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	支援先の農業者等の氏名	支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量(トン)	調達量の割合 (%) B/A	備考
初年度 ( 年度)							
2年目 ( 年度)							
3年目 ( 年度)							
4年目 ( 年度)							
5年目 ( 年度)							
最終年度 ( 年度)							
支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間			年 月 日 ~ 年 月 日				

(注1) 支援先の農業者等が複数の場合には、「支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。

(注2) 促進事業者が施設を使用する場合において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。

(注3) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。

農業改良資金貸付資格認定申請書

香川県知事 殿

住 所

氏 名

農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので申請いたします。

なお、本申請書及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

香川県知事 殿

公庫又は融資機関の代表者

農業改良資金の貸付資格認定申請書の送付について

農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、 年  
月 日付けで別添のとおり(申請者名)〇〇〇〇から農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付いたします。

(別添)

提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書並びに香川県農業経営改善関係資金基本要綱(平成15年3月3日付け14農経第29519号)第3の1に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書の写しを添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあつては、様式1を添付する。

〇〇農業改良普及センター所長 殿

農政課長

農業改良資金貸付資格認定に関する意見書等について

このことについて、(融資機関名) 〇〇から、別添のとおり認定申請がありました。

については、当該申請書の写しを送付しますので、「農業改良資金貸付資格認定に関する農業改良普及センターの意見書」を提出してください。

記

- 1 申 請 者
- 2 資 金 使 途
- 3 意見書提出期限

## 農業改良資金貸付資格認定に関する農業改良普及センターの意見書

農政課長 殿

〇〇農業改良普及センター所長

農業改良資金の貸付資格認定について次のとおり意見を申し上げます。

番号	申請者氏名	資格認定基準	貸付資格認定の適否についてのセンターの意見

(注) 資格認定基準欄は、香川県農業改良資金取扱要領第2の2の表中の号番号を記入すること。  
なお、センターの意見欄は、同要領第2の2の規定に基づき判断した内容を具体的に記載すること。

農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書

殿

香川県知事

(貸付資格を認定する場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知する。

(貸付資格を認定しない場合)

年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、以下の理由から農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知する。

貸付資格を認定しない理由

--

(別添)

提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあつては、経営改善資金計画書に代えて様式2に添付された別添(様式2附属)の写しを添付する。

公庫又は融資機関の代表者 殿

香川県知事

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

年 月 日付で（申請者名）〇〇〇〇から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。  
（なお、当該申請者に対し本県が貸し付けた農業改良資金の残高は、年 月 日現在 円であるので、申し添える。）

注：当該申請者に対して既に県が貸し付けた農業改良資金の貸付残高が存在する場合、括弧書き以下の文を追加してその金額を通知する。

（別添）

申請者に交付した農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書（様式6）の写しを添付する。